

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定及び 人員・基準・運営基準について

対象サービス：訪問系サービス

鹿児島県くらし保健福祉部 障害福祉課施設支援係

1

訪問系サービス (1) 居宅介護

- サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を段階的に廃止するため、当該暫定措置が適用されている場合について更なる減算を行う

居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者に対する評価の見直し

現行

居宅介護職員初任者研修課程修了者（「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第548号）第6号の2に定める者。以下同じ。）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。

見直し後

居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の30%を減算する。

訪問系サービス (2) 重度訪問介護

- ヘルパーは障害者に対して適時適切に必要な支援を行わなければならないことから、ヘルパーが運転する自動車で障害者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急に行った場合、その緊急性や安全管理等を評価する。

移動介護緊急時支援加算【新設】 ≫ 240単位/日 (運転中における駐停車時の緊急支援の評価)

※利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、**利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。**

訪問系サービス 3

訪問系サービス (3) 同行援護

- 同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置について

同行援護従業者要件の経過措置の延長

同行援護従業者養成研修カリキュラムと盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムを精査し、適切な免除科目を設定する必要があることや、盲ろう者が盲ろう者向け通訳・介助員による支援を現に受けている実態があること等も踏まえて、**令和5年度末まで延長する。**

訪問系サービス 4

訪問系サービス （４） 行動援護

- ・ 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者」（実務者研修修了者）等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、

行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長

従業者の約2割が経過措置対象者であり、そのうち約1割の者が同研修課程の修了予定がないことや、障害福祉人材の確保が困難である状況等を踏まえて、**新たに資格を取得する者を除き当該経過措置を令和5年度末まで延長し、同研修課程を当該期間までに修了させるよう市町村等へ周知・徹底を図る。**

訪問系サービス （５） 重度障害者等包括支援

- ・ 調査研究等において把握された実態を踏まえ、支援を必要とする者に対して一律にサービス提供を行う公平性の観点から、「寝たきり状態にある者」に係る対象者要件について、「寝返り」だけでなく、「起き上がり」又は「座位保持」において全面的な支援が必要と認定された場合にも対象となるよう要件を緩和する。

対象者要件の見直し

現行

対象者の判定基準：認定調査項目「1群 起居動作」の「寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定

見直し後

対象者の判定基準：認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、**「起き上がり」又は「座位保持」**において「全面的な支援が必要」と認定